

茨城工業高等専門学校学生会規約

〔平成 13 年 4 月 1 日〕
制 定

第 1 章 名称

第 1 条 本会は、茨城工業高等専門学校学生会と称する。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通してその人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第 3 章 事業

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の文化的教養の向上に関する事項
- (2) 会員の技術技能の向上に関する事項
- (3) 会員の保健体育に関する事項
- (4) 会員の福利厚生に関する事項
- (5) 校風校紀の向上振興に関する事項
- (6) 会員相互の親睦融和に関する事項
- (7) 学校の行事事業への協力に関する事項
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項

第 4 章 組織

第 4 条 本会は、茨城工業高等専門学校学生の全員をもつて組織し、教官を顧問とする。

2 本会は、各種委員会、文化部本部、運動部本部及びクラス会を組織として構成され、各部本部に部及び同好会が属する。

第 5 章 機関

第 5 条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議会
- (3) 執行部役員会
- (4) 委員会
- (5) 運動部本部及び文化部本部
- (6) クラス会

第 6 章 執行部

第 6 条 本会に、役員会、広報部、企画部及び調査部からなる執行部を置く。

1 役員会

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 会計補佐 1 名
- (5) 広報部長 1 名
- (6) 企画部長 1 名
- (7) 調査部長 1 名

2 広報部、企画部及び調査部

- (1) 部 長 1 名
- (2) 部 員 1 名以上

第 7 条 役員及び各部の任務は、次のとおりとする。

1 役員

- (1) 会長は、学生会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは任務を代行する。
- (3) 会計は、本校の学生課学生係長との連絡のもとに、本会の財政管理にあたる。
- (4) 会計補佐は、会計を補佐し、会計に事故あるときは任務を代行する。
- (5) 広報部長、企画部長及び調査部長は、第 27 条により選任された部員で構成する部を代表し、その任務を遂行する。
- (6) 役員は、原則として本会の他の役職を兼任することはできない。

2 広報部、企画部及び調査部

- (1) 広報部は、原則として月 1 回及び必要に応じて広報物を発行する。また、年度始めに評議会、役員会の全役員並びに各委員会、部本部会及び各クラス会の代表者を全学生に告知する。
- (2) 企画部は、原則として年 1 回の行事を企画し、執行部がこれを主催する。
- (3) 調査部は、活動報告書を管理し、部及び同好会の活動を調査する。又、会長が必要と認め、かつ役員会の 3 分の 2 以上の賛同が得られた場合には、その事項について調査する。

第 7 章 任期

第 8 条 第 5 条に定める機関の役職者の任期は、評議会を除き 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 当該役職者の解任を求める場合には、責任者及び評議会構成員の 3 分の 2 以上の署名と明確な理由を添え、学生主事に提出した上で評議会において審議を行う。
- 3 当該役職者が学生会会長選挙に立候補する場合、茨城工業高等専門学校学生会会長選挙規定細則第 2 条に基づきその役職を解任される。
- 4 会長を除く役員に欠員が生じた場合の補欠の役員の選任は互選とし、評議会に報告する。学生会会長は、その都度本会会員に知らせる義務を負う。
- 5 会長が解任された場合は、副会長が任務を代行する。
- 6 補欠の役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

第 8 章 総会

第 9 条 総会は、本会の最高機関であり、会長がこれを招集する。

- 2 定期総会は、毎年 1 回 4 月に開催する。ただし、会員の 2 分の 1 以上の要求があつたとき、又は評議会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

第 10 条 総会は、学生会に関する次の事項を審議議決する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 規約の改正
- (3) その他の重要事項

第 9 章 評議会

第 11 条 評議会は、総会に次ぐ機関であり、次の資格による評議員をもつて構成する。

- (1) クラス代表及び副代表
- (2) 運動部本部長並びに文化部本部長
- (3) 執行部役員

- 2 議長は、必要に応じて各委員会委員長その他を加えることができる。
- 3 会員は、評議会を傍聴する権利を有する。

第 12 条 評議会に正副議長及び書記を各 1 名置く。

- 2 正副議長及び書記は、役員を除いた評議員の中から互選によつて選出され、総会の正副議長及び書記を兼任する。

第 13 条 評議会正副議長及び書記の任期は、各年度の第 1 回評議会より次年度の第 1 回評議会までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 正副議長及び書記の解任を求める場合には、責任者及び評議会構成員 3 分の 2 以上の署名と明確な理由を添え、学生主事に提出した上で評議会において審議を行う。
- 3 当該正副議長及び書記が、学生会会長選挙に立候補する場合、茨城工業高等専門学校学生会選挙管理規定細則第 2 条に基づきその役職を解任される。また、議長は直ちに臨時の評議会を招集し、新正副議長及び書記を第 12 条の 2 項に基づいて選出しなければならない。

第14条 評議会は、原則として毎月1回定期的に招集する。ただし、評議員の3分の1以上の要求があつたとき、又は会長からの要請を議長が認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

2 評議会の召集は、議長がこれを行う。

第15条 評議会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 各委員会、各部本部、各クラス会及び役員会からの提出事項
- (2) 各行事の予算決算
- (3) 部・同好会の発足、昇格及び降格
- (4) その他の事項

第10章 執行部役員会

第16条 役員会は、全役員をもつて構成し、会長がこれを招集し、以下の事項を協議する。

- (1) 当該年度の活動計画及び活動目標
- (2) 当該年度の活動状況
- (3) 執行部の活動報告
- (4) その他必要事項

第11章 委員会

第17条 本会に、次の委員会を置く。委員会は、各クラスから2名ずつ選出された委員をもつて構成し、学校の機関と協力し、それぞれの任務にあたる。

- (1) 図書委員会 図書館活動及び視聴覚に関する事項
- (2) 応援委員会 評議会が必要と認めた応援に関する事項

2 各委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は委員会活動を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、必要ある場合は委員長の任務を代行する。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

5 応援委員会は、第1学年から第3学年をもつて構成する。

第12章 運動部本部、文化部本部及び部・同好会

第18条 健全なる趣味、豊かな教養を養い、集団協力の態度を育成するため、部及び同好会を置き、それらを統括する組織として運動部本部、文化部本部を置く。

2 各部本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 1名
- (3) 会計 1名

第19条 各部本部は、所属する各部の部長及び各同好会の会長をもつて構成し、部・同好会相互の連絡及びその他の必要事項を協議する。

2 各部本部長、副本部長及び会計は、その部本部に所属する部及び同好会から選出する。

第20条 部及び同好会についての細則は、別に定める。

第13章 学級会

第21条 学級会は、学級を単位として構成され、本会の諸活動を推進するとともに、各委員会委員選出の母体となる。

2 学級会に、学級委員長及び副委員長を置く。委員長は、学級における本会活動の中心となり学級会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し必要がある場合には委員長の任務を代行する。

3 学級委員長及び副委員長は、学級の選挙により選出する。

第14章 校長権限

第22条 校長は、本会の最高顧問として再審議を要する権利及び決定権を有する最終責任者である。

第15章 顧問

第23条 本会の各単位組織及び各機関は、それぞれ顧問としての指導教官を必要とし、その活動はすべて顧問の指導と助言を受けるものとする。ただし、顧問は、会議の議決には参加しない。

第16章 会議の定足数

第24条 本会の会議は、すべて3分の2以上の出席を必要とする。規定人員に満たないときは流会とする。

第17章 議決

第25条 議決は、別に定めのある場合を除き、出席人員の過半数をもつて成立する。ただし、賛否同数の場合は、議長が決定権を有する。

2 本会の議決事項は、校長の承認を得たのち効力を発する。

第18章 動議

第26条 会議中において動議(流会、延期、休憩)が出た場合、出席人員の4分の3以上の賛成で認められる。

第19章 役員及び部員の選出

第27条 会長は、茨城工業高等専門学校学生会会長選挙管理規定細則に基づいて選出される。

2 副会長、会計、広報部長、企画部長及び調査部長は、評議会の承認を得て会長が委嘱する。

3 会計補佐は、原則として会計が選出及び委嘱する。

4 広報部員、企画部員及び調査部員は、各部長がこれを委嘱する。

5 各部長は、部員の異動があつた時には、その都度部員名簿を会長に提出する。

第20章 選挙管理委員会

第28条 会長選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会があたる。

第29条 選挙管理委員会委員は、第1学年から第4学年までの各クラスから1名を選出し、互選により次の役員を置く。役員を出したクラスからは各1名ずつを補充する。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 書記 1名

第30条 学生会長の選挙管理規定は別に定める。

第21章 会費

第31条 本会の入会金は、1,000円とし、入学と同時に納入するものとする。

2 会費は、1ヵ年6,000円とし、4月及び10月に分割納入するものとする。

第22章 予算及び決算

第32条 本会の予算及び決算は、評議会の議を経て総会の承認を得ることを必要とする。

第23章 会計

第33条 本会の経費は、入会金、会費及び寄付金その他をもつてこれにあてる。会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 会計についての細則は、別に定める。

第24章 会計監査

第34条 本会に、会計監査2名を置く。

2 会計監査は、評議会が評議員より選出する。評議会議長は、選出し次第役員会へ報告する。

3 会計監査は、役員会に出席し会計について報告する。

4 会計監査は、予算及び決算報告に同席する。

5 任期は、第7章に定めたものを適用する。

第25章 改正

第35条 本規約について本会全会員の3分の1以上又は評議員の2分の1以上の要求があつた場合、会長がこれを総会に発議しなければならない。

2 本規約改正の承認には、出席人員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。